

## 大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.1」を「100分の6.2」に改める。

第5条中「2万3,000円」を「2万4,500円」に改める。

第7条中「100分の2.7」を「100分の2.8」に改める。

第8条中「1万2,500円」を「1万3,000円」に改める。

第9条中「100分の2.2」を「100分の2.3」に改める。

第10条中「1万1,500円」を「1万2,000円」に改める。

第22条第1号ア中「1万6,100円」を「1万7,150円」に改め、同号ウ中「8,750円」を「9,100円」に改め、同号エ中「8,050円」を「8,400円」に改め、同第2号ア中「1万1,500円」を「1万2,250円」に改め、同号ウ中「6,250円」を「6,500円」に改め、同号エ中「5,750円」を「6,000円」に改め、同第3号ア中「4,600円」を「4,900円」に改め、同号ウ中「2,500円」を「2,600円」に改め、同号エ中「2,300円」を「2,400円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成31年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄